

いじめの問題への取組の徹底に向けて

尾道市教育委員会 教育指導課

平成29年11月

いじめの未然防止、いじめがあった時の対応として重点的に意識することは、「実態把握」「寄り添い」「スピード」です。

特にいじめはちょっとした変化から発見できることがよくあります。児童生徒がいじめを受けたり、いじめを知っていて困ったり悩んだりしていても、いじめのエスカレートや、自分がいじめの対象になることを恐れ、相談できないこともあります。

日頃から児童生徒の様子をよく見て、おかしいと思ったらすぐに行動することが大切です。

また、いじめの疑いがあることを把握したら、決して後回しせず、すぐに早期対応等の対応をすることが大切です。「子供の命を守る」ためにも「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立ち、児童生徒に対し徹底した指導を行うことです。

I いじめの未然防止

○ いじめが起きにくい学校風土・学級風土

- ・教職員は、一人一人の児童生徒に積極的に関わり、その子の「よさ」を見つけ「褒めること」「認めること」に努め、どの児童生徒も安心して落ち着ける集団をつくりだす。
- ・教職員は、児童生徒の行動の背景や原因にも目を向け、児童生徒の思いを理解した上で、自尊心や自己肯定感がもてるような指導を行う。
- ・教職員は、児童生徒の小さなサインを見逃さず、児童生徒の思いを受け止め指導を行う。
- ・教職員は、児童生徒一人一人が活躍できるよう、生徒指導の三機能（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）を生かした、分かる授業を行う。
- ・教職員は、いじめに係る研修を行い、全教職員が適切に対応できるように共通理解を図る。
- ・教職員は、保護者や地域の方へ学校の指導方針を明確にし、保護者等が安心感・信頼感を得られる学校づくりを進める。

○ 児童生徒が自らいじめについて考える場や機会の設定

- ・児童生徒が、自分達の問題として主体的にいじめの防止と解決に取り組めるように、学級活動、児童会・生徒会活動を進める。
- ・教職員は、教育活動全体を通して、道徳教育を推進させ、児童生徒に豊かな心を育む教育の充実に努める。
- ・教職員は、児童生徒に、自己の生き方についての考えを深める道徳の時間の充実に努める。

- 次のことに留意をして、日々の学校風土・学級風土を見直し、いじめの未然防止の取組を進める。

<教師の言動や姿>

- ◇児童生徒の声や意見を寄り添って聞いている
- ◇児童生徒のよさを積極的に見つけようとしている
- ◇一日を通して、どの児童生徒にも声を掛ける等、教師自身が、児童生徒とかわるようになっている
- ◇どの児童生徒にも分け隔てなく対応をしている
- ◇教師自身が、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動をしない
- ◇人を傷つける行為、迷惑をかける行為等には、毅然とした態度で指導を行っている

<授業中>

- ◇分かる授業・充実感が味わえる授業を行っている
- ◇一人一人が、参加できる授業を行っている
- ◇どの児童生徒の発言にも、教師や児童生徒が耳を傾けている
- ◇分からないこと、困ったこと、悩みごとがある時は、教師や友達に相談しやすい雰囲気をつくっている

<生活の場>

- ◇学級集団が、お互いの違いを認め、許し合える温かい雰囲気がある
- ◇児童生徒の表情、教室の雰囲気が明るく、開放的である
- ◇給食時間、清掃時間、係活動等で、児童生徒が協力して仕事を行っている
- ◇リーダーに協力したり、支援したりする集団である

<教職員の連携・保護者との連携>

- ◇児童生徒の様子について情報交換を日々行っている
- ◇職員室等で、児童生徒・学級の様子を話題にできる雰囲気がある
- ◇日頃から児童生徒の様子を保護者に連絡し、保護者との信頼関係を築いている
- ◇保護者の思いに寄り添って、話や訴えを聞き、教職員で情報共有しながら誠実に対応するとともに、必要に応じて、関係機関との連携を行っている

<いじめ問題を題材として>

- ◇道徳の時間、特別活動等において、意図的、計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、いじめの未然防止や解決の手立て等について話し合っている

Ⅱ いじめの発見

【実態把握】

○次のような行動にいち早く気づき「いじめがあるかも」という視点を持ち、話を聞くなど実態の把握に努める。

<登下校時・休憩時間等>

- ◇欠席、遅刻、早退が目立つ
- ◇他の児童生徒との接触がない時間に登下校する
- ◇先生と視線を合わせない
- ◇休憩時間等に教室から一人でいなくなる
- ◇一人で行動するようになった
- ◇友達関係が変化する
- ◇言葉遣いが荒くなる
- ◇用もないのに職員室や保健室に来ることがある
- ◇元気がなくなる、表情が暗くなる、おどおどしている
- ◇急に成績が下がったり、宿題をしなくなったりする
- ◇遊びの中で、いつも鬼役や嫌な役をやらされる
- ◇名前を、呼び捨てやあだ名で呼ばれる

<授業中>

- ◇頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる
- ◇よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない
- ◇特定の子が発表すると笑いや冷やかし、無視がある
- ◇机と机が離れている
- ◇グループ等の活動で、一人で活動している
- ◇授業道具などを「忘れた」「無くした」と言うことが多くなる
- ◇教科書やノートなどに落書きがある
- ◇授業道具を貸してもらえない

<その他生活全般>

- ◇上履き、傘などが無くなる、隠される、壊れる
- ◇机やロッカーに落書きがある
- ◇特定の子の持ち物を触らない
- ◇掲示している作品に意図的な傷や落書きがある
- ◇服の汚れが目立つ、体に擦り傷や切り傷がある
- ◇食事の量が減る（食べない）
- ◇席替えやグループ決めで、特定の子の隣や近くの席を嫌がる

○学期に1回以上いじめを受けたり、いじめを見たりしたことが無いアンケートを実施する。

○アセスの実施により、個別に学校での適応状況を把握する。

【寄り添い】

○児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の発する小さなサインをあらゆる機会を捉えて敏感に察するように努める。

【スピード】

○いじめの疑いを少しでも感じたら、決して一人で抱え込んだり、後回しにすることなく、担任や主任、管理職にすぐに伝え、具体的な対応策を協議する

○いじめの相談を受けたり、いじめについて情報を得た場合は、その日のうちに学年主任等に相談及び管理職に相談し報告し、学校全体で情報を共有する。必ず関係教職員に相談し、管理職に伝え、対応の方向を明らかにする。

Ⅲ いじめの問題の対応

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと。
- ・「実態把握」「寄り添い」「スピード」を重点的に意識し、「学校いじめ防止基本方針」に沿った取組を確実に行う。

いじめがあるという情報を把握した場合は、次のような対応を行う。

<事実確認・情報共有>

○学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、その日のうちに、学年主任等に相談及び管理職に報告し、学校全体で情報を共有する。

○いじめ防止委員会を開催し、被害児童生徒への支援、加害児童生徒や周囲の児童生徒への指導、保護者への対応、関係機関や地域との連携等の対応策を検討し、共通理解と役割分担（いつ・誰が・何を・どのように行うのか）を明確にして、いじめの解消に向けた組織的な対応を行う。

○特に暴力行為や命に係わる状況がある場合は、その日のうちに速やかに警察と連携し対応する。

○状況を把握したら速やかに教育委員会に報告し、学校の対応について連携する。

○事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等から正確かつ迅速な情報収集や、関係する児童生徒等に対しアンケート等の調査を実施し、事実関係（発生日時・発生場所・被害児童生徒・加害児童生徒・いじめの態様等）を把握する。

<被害児童生徒への対応>

○いじめがあったと確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発を防

止するための取組を行う。

- いじめを訴えた児童生徒や保護者に対し、いじめを絶対にやめさせるよう努めることを明確に伝える。
- 事実確認の際には、被害を受けた心情を理解し、話しやすい雰囲気の中で、傾聴に努める。
- いじめをやめさせるために必要と考えられることについて希望を聞くなどし、解決に向けた具体的な対応策を明確にする。
- いじめを受けた児童生徒が安心して授業を受けられるような措置を講ずる。
- 教職員が支援または指導を行うに当たっては、被害児童生徒の保護者と加害児童生徒の保護者との間で争いが起きることがないように努める。

<加害児童生徒への対応>

- いじめを行った背景を理解しつつ、自分が加害者であることを自覚させ、行った行為に対しては（特別な指導や学校教育法第35条に基づいて出席停止の措置も含め）毅然とした指導を行う。また、事後の定期的な指導も行う。
- 被害児童生徒がどれだけ傷つけ、苦しめているのかということに気付かせ、自分はどうすべきだったのか振り返らせ、今後のどのような行動をすればよいか考えさせる。
- 加害児童生徒の不満や満たされない気持ち等を十分理解し、学校生活に目標を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く行う。

<周囲の児童生徒への対応>

- 教職員は、「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示す。
- いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめていることと同じであることに気付かせる。いじめを発見したら、先生や友達にすぐ知らせることが大切であることを理解させる。
- 一人一人がかけがえのない存在として尊重されていることを理解させ、いじめを許さない集団づくり、温かい人間関係を築くように指導する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、児童生徒の言動、人間関係等、実態把握を十分に行い、継続して指導を行う。

<被害児童生徒の保護者への対応>

- 事実が明らかになった時点で、把握した事実を正確に伝え、学校として徹底して被害児童生徒を守り、支援していくことを伝え、今後の指導方針と対応の具体策を示す。
- 対応経過を丁寧に伝えるとともに、保護者から児童生徒の様子等について情報提供を受ける。いじめが解決した後も、学校での様子を報告し、継続した取組を行う。

<加害児童生徒の保護者への対応>

- 事実が明らかになった時点で、把握した事実を正確に伝え、学校としての今後の指導方針を示す。
- 被害児童生徒の状況も伝え、いじめを行った事の重大さを認識させる。
- 加害児童生徒の変容を図るために、今後のかかわり方等を、家庭と一緒に考えてみる。

<保護者との日常的な連携>

- 学校におけるいじめの指導方針や指導計画等の情報については、保護者や地域へ積極的に公表し、理解を得るよう努める。
- いじめが生じたときは、個人情報の取扱いに留意し、事実を隠蔽することがないよう正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保するよう努める。

